

限界、範囲と申しますか、こういうところを一つ御説明を願いたいと思う。

○松野国務大臣 この法律で炭鉱離職者を対象にいたしておりますのは、炭鉱に一定期間勤務しておいた者、そうしてなおかつその炭鉱地帯に居住しておる者、就職について対策の必要のある者を対象にしております。厳格に申しますと、そういう前提のもとに要対策者を一応対象としておるわけでありまして、もちろん個人々々の異同性もございまして、お前はいいけない、お前はいいんだと個々に審査するよりも、そういう条件を備えた者を対象とするというところに運営をいたしたいというのであります。いろいろな文句が書いてありますけれども、一番大筋のところはそういう趣旨で、きめました内容は、大休事業団の発足の期日以後に炭鉱に勤務しておいた者、しかもある一定期間勤務しておいた者、今日もなお炭鉱地帯に居住しておる者、そしてその対策の必要な者というのをまず対象に取り上げるべきだというのがこの措置の範囲でございまして。

○滝井委員 そうしますと、概括的に申しますと、まず一定期間炭鉱というものに働いておらなければいけません。しかもその人が今度は炭鉱をやめて、要失業対策と申しますか、とにかく仕事を何らかの形で与える対策が必要であり、しかもその人が炭鉱というその地帯に居住をしておるという三つの条件があることになるわけですね。そうしますと、この第二条の關係と二十三条の關係——この二十三条を見てみますと、非常にこれは範囲が狭められることになる。二十三条で「炭鉱労働者及

び炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に移住する炭鉱離職者」ということになりまして、この離職者の対象で、炭鉱離職者として対策の対象になる者は、なるほど三つの条件を備えておいても、炭鉱以外のところに行き者以外に炭鉱離職者とは言えないという形が結果的には出てくるわけですね。二十三条から見ると、たとえば一番大事な移住資金というよりなものは、私はこの法案のいわば龍を書いた眼に当たると思う。龍龍点睛に当たると思ふのです。ところがその眼に当たるところで、なるほど定義は今松野労働大臣が言われた三つの条件が適用することになると、ぐつとそこで離職者が狭められる、こういう形が出てくるように感じられるのですが、この点はどう思われますか。

○松野国務大臣 二十三条と二条との間には確かに相違点がございまして。その相違点は、臨時措置法体系的におけるものと、援護法がやりますものと二つがございまして。一つは緊急就労、あるいは政府の行なっております職業訓練というものは、援護法では実施いたしません。従ってそういうものについては給付的にこの法案のすべての網をかぶるわけでありまして。その中で特に非常に条件の悪い、しかも炭鉱労働者の特殊性をどうしても配慮しなければ一般レベルにいかないという、ある程度のかさ上げを援護法がするということ意味で、全部に及ぶものと及ばないものと二種類あることは、内容そのものが、個々になるべくあらゆる条件の方を想定してやりましたので、個々の条件に

よって違ひ、従って対策も違ひという意味であります。

○滝井委員 そうしますと、結局この法案は炭鉱離職者というその文字は同じでも、その離職者の中に、この法律によつてたとえれば職業紹介とか臨時就労対策というよりなもののについては、これはいわゆる広義の離職者というものが出てくる。しかし援護法の特には大事な移住資金というよりなもののについては非常に狭い離職者ということに限られる、こういう今の松野労働大臣の説明ではつきりして差がつくのですが、そういう形に理解して差しつかえないですね。

○松野国務大臣 個々に人を二種類に分けるわけでありません。こういう条件の人、あるいはこういう手当をいたしたいという条件と、就業の方法と場所によつて差をつけるわけであつたのは、こちらへこちらへは入れませんと個々の方に条件をつけるという意味ではありせん。遠隔地に居住をされる方には、住居の問題あるいは今後の生活の問題といたのがございまして、そういうハインディキャップを平均にある程度御援助するという意味でありまして、おのずから居住先あるいは移転先によつてその援護の方法が違ひ、こういう意味であつて、人々に私たちは差別をつけるという趣旨からではありせん。その就業の困難さの度合いに応じて、その遠隔地における旅費、日当も違ひますし、それから、旅費、日当の計算も変えとか、あるいは県内の居住者の方からは、住居も遠隔地よりもっと探しいから、居住移転料に差をつけるとかいう趣旨のものであります。そこにおられて当然公共事業あるいは緊急就労

に就業される方は、住居問題は一応その期間はございせんから、従つて住居移転料はその期間は差し上げない、こういう意味のものであります。

○滝井委員 そういふお説も成り立つと思ひますが、一人の労働者その他の労働者と二人あるとすれば、その適用された結果を見ると、結局そういう二種類のものになることは確実なもので、その問題はまたあとでそのところろで少し出て参りますが、そうしますと、今炭鉱離職者というものは三つの柱によつてそのワグがきまつてきます。そこでわれわれが炭鉱の離職者問題を論ずる場合に、たとえばこの二条に「選炭その他の作業に従事する労働者」という項目があるわけですが、「その他の作業に従事する労働者」というのは一体どういふものなのかという点です。われわれが炭鉱の失業問題を論ずる場合においては、労働大臣御存じの通り、一つの炭鉱といふものがばつたり火が消えたように閉山になるというところは、同時にその炭鉱労働に関連する一切の労働者といふものが失業することを意味するわけですね。そうしますと、直接炭鉱の仕事にはついていないが、間接炭鉱の仕事に不可分に結びついて興つておいた事業の労働者はこの法律の恩典に浴さない、こういう部分が出てくるわけですね。従つて「その他の作業に従事する」といふのは、私の解釈はおそらく炭鉱に関連する事業だと思ひますが、そうしますと、そのような第二の関連する産業の労働者は一体どうしてくれるのだという問題が残つてくるわけですね。そこで「その他の作業に従事する」といふのは一体どういふ範囲のものか。そう

して第二の関連産業の労働者対策は一体どういふふうになるか、この点について伺ひたい。

○百田政府委員 この「選炭その他の作業に従事する労働者」といふのは、石炭またはこれに付属するその他の作業でありまして、選炭、排水、通気等に従事する労働者になっております。それ以外の者、たとえば炭鉱があるためにそれを当てにして商売をしているとかいろいろの形が出てくると思ひますけれども、それらの人につぎましては、その人が失業状態になるということであれば、もちろん一般的な失業対策の対象となりますけれども、特に炭鉱離職者の場合には、炭鉱離職者なるがゆえに、特殊なそうした作業環境なり労働をしておいたために、将来再就職が非常に困難であるという特殊事情からこの特別の法律を作つたものでございまして、特に炭鉱労働者をこれに限つたわけでありまして。

○滝井委員 そうしますと、結局この第二条の第一項の「その他の作業に従事する労働者」といふのは、結局間接夫、こういうことになるわけですね。広義の間接夫ですね。この二条の意味はわかりました。

そうしますと、関連産業の失業者といふものは一体炭鉱労働者と本質的にどこが違ひの点、こういうことなので、これは同じ石炭を掘つておる人あるいは掘らなかつた人、間接夫まで入つてくる。しかし密接不可分にそれに結びついておる労働者といふのはたくさんあるわけですね。そこでお尋ねしますが、一体日本には石炭産業の関連労働者といふのはどの程度あるのか、

それでその扶養家族というのはどの程度なのか。

○百田政府委員 これに関連するものは三百万とか、いろいろいわれておるやうであります。どの程度まで関連とするかというやうなことも違つて参りますので、正確な資料は現在のところございません。

○滝井委員 松野労働大臣、これは大へんなことだと思つて。御存じの通り、炭鉱が閉山になると、町ぐるみ、村ぐるみ不況のどん底に陥るわけですから。従つてそこにおる石炭労働者たちの対策を講じて、あと一般失対においでなさい、こういうことでは、その政策というものは非常に大きな欠陥を持つておることになるわけですね。そうすると、それについては一体政府はどうしてくれるのか、こうなるわけですか。これは明らかに石炭で食つておつたのです。一定の期間なるほど石炭産業には勤務してゐなかつた。しかし要対策であることは確実だし、しかも石炭地帯に住んでおるといふことも確実だといふことになると、石炭産業に勤務してゐなかつたけれども、その人たちがいなければ石炭産業もやつていけなかつたといふ、こういう人なのです。だからこれは明らかに石炭産業に非常に貢献をしておる人なのです。そういう人々についてはこの法案というものは何らあたたい手を施さぬといふことになると、これは片手落ちになるという感じがするのです。労働大臣、この対策については、何らかの具体的な対策をお考えになつていただかないと、私大へんなことになつておるのです。

○松野国務大臣 滝井委員のおつしやることは相当広範囲であります。かりにいうならば、大牟田といふところは人口が三百万近くあるかと思ひます。その大牟田全部がそれじゃ関連か、こういう解釈になると、これは何百万という数字になります。従つてその中にどういふ種類があるか、いろいろございまして、今回特に私の方でやりましたことは、要するにそういうことよりも、基本的に石炭業者及び石炭のエネルギー対策を立ててなから、石炭そのものの復興といふことを第一にエネルギー対策で立てたい、その中核的に、今日緊急を要する離職者といふのはやはりその町に大きな影響がございしますから、従つてここに緊急就労といふ事業を起こしたい、また失対事業等、既存のものももちろん併用しながらこれを起こしたい、ある地方には鉄道建設も起こしたい、なるべくその町に、ある意味においては事業でつなぐ。もう一つは、この石炭の労働者の特殊性といふものをお考えいただきたい。関連産業としてあるいは百屋さんもございまして、あるいは理髪屋さんその町におる以上は関連だと広義には言えまして、この方たちは就労と転業の道は石炭労働者とはおのずから違ひ。しかも石炭労働者には炭鉱住宅といふ、ある程度今日までの基本的な条件が他の産業の方と異なつておるといふ意味において、石炭離職者といふものは他の産業への転換の道が過去においても非常に少なかったといふことから今回職業訓練を及ぼし、緊急就労を行ない、あるいは援護会によつて援護の道を開くといふのでありまして、それは一般的になれば、

日本国中すべて石炭産業に關係があるかといへば、大なり小なり石炭産業に關係あるものは相当多数ございまして、ただ石炭業の労働者といふ特殊性に依りて、その基本をここに置くといふ対策をまず立てたいといふ趣旨から出たわけでありまして、その本質からいふならば、私はそういう意味からこの法案を取り上げていけば妥當であらう、こう考えております。

○松野国務大臣 滝井委員のおつしやることは私もわからぬわけじゃありません。かりにいへば、その地方にある運送業者といふのは関連が非常にある、運送業者は石炭がなければ運送荷物はない、これはなにか、これについて何らかの手を打て、こういう程度のところがおそらく関連の一番身近なものだ。あるいは物資部といふものがあつて、集团的に物資を供給しておつた、しかしそれがなくなつたためにこれをどうするか、これは確かにおつしやるように関連の一番身近な例だ。従つて私の今の後の問題といつたしましては、輸送その他の問題は職業あつせんをしながら、その地方に運送会社を別に作らせる。大きな、大牟田あたりは今回は主としてそういう方向で、別会社によつて運送業者を作つていく、あるいは炭鉱にばかりたよつておつたものを、今後は広域な運送業者をみずから営むという方向に指導するとか、いろいろ今後の問題にありまして、直接に政府が手をつけたといふのは、さしあたり一番緊急な、非常に困つておるといふ地方にまず手をつけるのでありまして、すべての問題については放置していいのだとは言いません。まずここで手をつ

けて今後の対策を見ていただきたい。これは緊急なことでありまして、従つて、そういう意味でまずここに手をつけ。将来どうするか。将来はあつせんその実情に応じて、必要ならば別な対策を立てなければならぬといふことは承知しておりますけれども、政府がやること、民間独自がやることにお手伝いすること、あるいは炭鉱会社そのものがある程度そういう職業あつせんをみずから希望退職者に与えるという向きもございします。政府が直接やるのには、もう少し推移と経緯と内容を見ても、こういう緊急のものとは多少違ひのじやなからうか。しかし滝井委員のおつしやる気持は私もわかるのであります。私も同じやうな考えで心配しておるわけでありまして、しかしこの法律に入れるとなると、多少はけてしまふ。そのために炭鉱労働者に対して緊急な対策がやれぬとおくれるといふならば、これはかえつて本末転倒じやなからうか、こういう心配もございします。さしあたり一番緊急なものから今回取り上げさせていだきたい。その後において関連的なものがいずれ関連として出てくるならば、それは労働省が黙つてゐるわけには参りませんので、炭鉱業者の方にもあつせんを依頼する。それには政府みずからも職業をあつせんすることが当然私たちの次の仕事じやなからうか。それを言うわけ、さしあたり緊急のものを先に取り上げるといふ局限をしたといふ意味でございまして、今後の問題は私どもわからぬわけではございせん。

○滝井委員 政策は断片的より総合的な政策の立て方といふものが私は常道

だと思ひます。そういう意味で、今私は非常に遺憾に思つたのは、一体関連産業といふものはどの程度あるか。それはもちろん電力からガスまで広く日本全国、石炭の関連でないものはない、基礎産業ですから。しかし今問題は、たとへば筑豊炭田とか、あるいは常磐とかいうようなところに集中的にいわゆる炭鉱の危機といふものが現われておるわけですね。従つて、それらの地域を限つて、今大臣の言われたような運送業とか物資部といふようなものについて、石炭山が閉鎖することによつて急激に出てくるであろう失業者といふものは一体どの程度あるのか。これについては法律で書けばはやくけるが、予算的な措置で、三十四年度については大体この程度のもので出るのであるから、こういう対策を講ずるということが、当然石炭離職者に関連して総合的な失業対策として考えられておらなければならぬ問題だと私は思ふのです。私はそういう意味のことを言つておるわけですね。そういう意味で三百万だと書いて——七十万ぐらいたといふ説もあるけれども、これはおたくでもある程度のデータと申しますか、調査をやつておると思ひますが、おたくがやつておらなければ石炭局の方でおやりになつてゐるか、どつちかがやつておらなければらうぞだと思ふのです。そうしない、これは対策が立たぬと思ふのです、どうですか。

○通達政府委員 関連する産業の失業者がどうなるかといふようなことにつきましては、まだ調査は進んでおりませんので、はつきりしたことは申し上げられませんが、われわれはいたしましては、先ほど労働大臣が詳しく申し

上げられたので、つけ加えて言う必要もないのでありますが、炭鉱労働者が特殊な炭住地帯に密集しておつて、ほかに特別な技能がないといふことから、一般の失業者に比べても非常に転業が困難であるといふような特殊事情を考慮して、特に緊急に対策の必要があるのじやないかといふことで取り上げたわけでございますので、今後石炭の合理化がどういふふうな格好で進んで参りますか、その進展に応じていろいろ今後の所要の措置といふものは万全を期さなければならぬと存じますので、今通達委員のお話の点等につきまして、でも各省の間で十分に調査いたしまして、できるだけの措置をするように検討を進めていきたいと思ひます。

○通達委員 どうも今のような答弁では、関連産業の失業者は失業失調になつてしまふのです、同じ環境の中にあるのですから。だからこゝろいふ点、もう少し政府は積極的に——そう広範な関連産業じゃなくて、閉山された山と結びついて直接その地域で生活をしておる人がおるわけですね。だからさういふ大臣が三つの離職者の条件を掲げられましたが、その中で、その地域に居住しておる要対策者、こゝろいふふうに限つてきますと、非常に限局されてくるわけですね。それらの者の把握がなされて職業紹介の計画なんといふことは立たぬことになるわけですね。で、そういう点も、この法律が通つたあと、来年度予算編成を終わつて通常国会で三十五年度予算が編成、審議をせられるころまでには、そういうところまで一応の資料をお集めになつて対策をお考えになることを要望しておきます。

次は、炭鉱離職者の中には、今の三つの条件に当てはまるが、たとえば著しく職業が不安定であるといふことですね。すなわち失業と同じような状態であるといふ状態ですね。これは日雇いがこゝろいふ状態に入りますでしようか。

○住説明員 職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態といふのは、若干収入があつてもその者の職業が著しく不安定である。それで日雇いにつきましても、その日の就業それ自身が不安定な者もございまして、常用的な日雇いもございまして、その日の就業が不安定な者について、その日の就業が不安定な者について、これは該当すると思ひますが、常用的な日雇いにつきましてもは該当しない場合も出てくるんじゃないかと考へておる。要するに実態によつて判定をするといふように考へております。

○通達委員 だからこれは非常に微妙なところになるわけですね。御存じの通り日本には九人に一人の割合で低所得階層がおるわけでありまして。厚生白書では千四百十三万人、二百四十六万世帯といわれております。その内容を分析してみますと、三割は零細農です。一割は自営業者です。二割はここにいう不安定な雇用関係にある者です。日雇いと家内労働者、こゝろいふ者ですね。そうしますと、二割が不安定な家内労働に従事をして、日雇いに従事をするといふことになる、あなたのおっしゃる通りに常用的な者とはどのくらいあるのか知らぬけれども、日雇い入れられておる者がやはり多いのです。そうしますと、炭鉱離職者で、とりあえず失対に出たおこころかといつて、一カ月に十二、三日くらい出ていくといふこ

とになると、これはだれが判定をするのか知りませんけれども、なかなか地方で問題になつてくるわけですね。というの、あとで出て参りますが、片一方は、普通の日雇いならば平均して三百六円です。今度は幾らになるか知らぬけれども、八百五十円のうちに三百七、八十円というふうなお話もありました、三百七、八十円とするとだいぶ違ふわけですね。これはあとで私問題にしますが、実は三百七、八十円でも筑豊地帯の標準家族四人の生活保護料より少ないのです。だから緊急就労に行つてよりか今まで通り生活保護をもつていた方がよい、こゝろいふ問題が出てくるのです。とにかく不安定であるため、失業と同様の状態にある。その零細農といふものはさういふことになるかといふことです。日本における零細農といふものは、とにかく零細農の三割といふものがボーダー・ライン層です。ボーダー・ライン層とは何かといふと、いわゆる三反未満の耕作をして、都市においては一万二千元以下だと思ひます。一万二千元以下の標準世帯です。そうしますと、さういふものを全部入れるといふことだと僕ら今後解釈していつていいのかわからぬ。筑豊炭田には、鉱外田を持った零細農が全部兼業で行つておられますからね。だから、こゝろの定義をこの際国会でも少しはつきりしておいてもらふねと、第一線の行政官がこれを適用していく場合には判定がなかなかむずかしい。この判定をおそらく職業安定所がやるわけでしょう。そうするとその基準をやはりこまかくお示しになると思ふのですが、何かさういふ基準でもお作りになつておられるか、そ

れともこゝろいふ抽象的な文句で、行政官の恣意的な判断によつて決定をしていくのか、こゝろいふ点です。

○住説明員 結局この法律の目的は、第一条の目的にも書いてございまして、炭鉱離職者の職業の安定に資することを目的としておるわけでございますので、安定した職業につかせるためにいろいろの方策を考えていく、こゝろいふことになつておるわけでありまして、従ひまして失業対策事業の就業者だとか緊急就労対策事業の就業者といふのは、全くこゝろいふ安定した職業についている者ではない、こゝろいふことになるわけでありまして。ただそれ以外に零細農はどうか、あるいは本来自由労働者の日雇い労働者、こゝろいふものはどうするかといふ基準につきましましては、現在のところ結論は出しておりませんが、この法律の趣旨にのつたりまして結局安定所が判定することになると思ひますので、さういふ基準については明確なものを示したいと考へております。

○通達委員 私も多分さうだらうと思ひます。さうしますと、明確なものは一体何を基準にして示すかといふと、私はやっぱり所得金額だと思ふんですね。従つて、職業が著しく不安定だといふ認定の基準を示すときに、一体それは一カ月幾ら以下の所得があれば不安定とみなすか、この点です。これは大臣どうですか。

○松野国務大臣 確かに日本は零細農が多くて、おっしゃる通りにボーダー・ライン層といふのが多い。しかし日本の農業は、幸か不幸か兼業農家が最近ふえて参りました。従つて、農業所得から見れば零細過ぎて生活が不

安定ですが、ほとんど大部分の方が兼業農家で、この中で一人か二人は大きい他の職業についておられます。一番多いのがやはり団体の職員につかれる、役場につかれる。農村自身の職員についておられるかあるいは教員になられるというのが、今日の統計の一番明確なものでありますから、私たちがこれを扱いますのは、農村出身の方を幾らの所得にするかということよりも、まず御本人の意思を聞かなければならない。私たちは御本人の意思に従ってやるのだ。あなたは所得が少なからこれに付きなさいという強制的なものではございません。御本人が、おれは家に帰るのだというお気持ちならば、職業があろうがなかろうが、その方は要対策という趣旨からはずれません。従って御本人の意思というものが前提になってくるわけです。どうしても家に帰れない、職業も不安定で困るという方がこの対象になる。でありますから、金額を幾らにきめるかというよりも、御本人の勤労意欲というか、身分上及び家庭上の実情が優先するわけでありまして。従って御本人が、農村に帰られた方がいだろうとお勧めして、それがいいだろうと御同意せられる方も多いでしょうし、おれのところは兄弟が多いからどうしても職業につきたいというならば、初めて私たちの援護の手が發動できる。従って、所得をどうするかということは、そういう意味で、親心というか家族的な意味で私たちがお世話するということになります。法律で何千何百何十円と定めるよりも、まず各人の御意思と家庭の実情について御本人と相談をしながらきめるのであります。家庭の状況

によって賃金は違ひましよう。二百三十円でもいい方もあるかもしれせん。あなたは独身ですから、二百三十円の仕事を世話しますからどうですか、こういう意味であつて、あるいは、ある方は、二百三十円では足りない、家族が多いからどうしても三百八十円にしてくれという方もあります。その実情に応じて私たちがこれをやらなければならぬのが職業紹介の内容でありますから、幾らを不安定にするか、それは御本人の所得あるいは財産の所有等によつても違つて参ります。ただ、社会保障に陥ることを希望される方は非常に少ないのです。額面上はあるいは社会保障の方が多いような計算も出て参ります。御承知のように社会保障の規定がなかなかあるさくて、その他に所得があつた場合には差し引くとか、いろいろな条件がありますから、勤こうという能力のある方は、金額の多寡よりも、やはりこの職業につきたいという一つの努力がありますので、こういう方の方がこちらへ来られるわけでありまして。従つて社会保障とはおのずから立て方が違ひますので、社会保障のように高い安いという額面だけで私たちがお世話するわけに参りません。この法律はそういう趣旨の上に立つておるわけで、もちろんその方の実情、生活様式によつて判定をきめなければなりません。家族構成によつてもきめなければなりません。兄弟家族が近くにおられるというならば、近くで家族兄弟と御一緒に働くきになつたらどうでしょうとお勧めするかもしれせん。従つて金額を幾らといわれれば、職業紹介という本旨はそういう趣旨から出てきておるとい

う意味で、法律で何百何十円が不安定、何百何十円が安定と言ふのは行き過ぎであらう、こういう意味であります。○滝井委員 大臣、抽象論としてはその通りです。私は今きかれて具体論に入つたわけですが、と申しますのは、第一線の職業安定所が、著しく不安定であるために失業と同様な状態にあると認めるためには、何かそこにもものさしをなければいかぬ。そのものさしというものは、やはりお金で示す以外にないということですね。なるほど日本のボーダー・ライン層の三割というものは零細農が入つておる。現在あの地帯、たとへば三井を例をとつてみても、兼業農家の二男、三男が炭鉱に働いておると、これは希望退職願をたてたきの重要な要件になつてきておる。農家の中には、一体われわれ農民のむすこは炭鉱でも働かないのかという不満が起こつてあります。もちろん、七反、八反作つておれば、筑豊地帯で職がないというところになれば、みないのだから、君の家に耕す土地があるのなら、幾分収入は減るがそこでやつてくれと言われる。ところが耕す土地が二反、三反以下しかない、そして専業では食つていけない、どうして緊急就労対策事業につかなければならぬといふことになれば、こういう人は当然優先的になつてこなければならぬと思ふ。それを優先的ににつけるという場合に、日本の千百万のボーダー・ライン層の三割は零細農で、一割は自営業者、二割程度が低賃金労働者、二割が不定職業すなわち日雇いと家内労働、それから二割が無業者なんです。こう見て参りますと、これら千百万といふものはなかなか甲乙

つけがたい。だからみなこれは著しく不安定な状態にあるわけですが、そうするとその千百万の中から、その中に幾ら炭鉱の失業者がおるかかわりませんが、筑豊炭田だけでも一万や二万、二万の中から五千五百人の緊急就労対策事業の網の線に入るためには、やはりそこに基準がないと問題だ。その基準をやる時にはミーンズ・テストでも労働省はやるかという問題になつてくる。私は自由労働者、諸君が演説をしておるのを聞きました。自分はニコヨン大学に入つて十年になる、まだニコヨン大学を卒業できない、こゝろ言つておつた。実際ニコヨン大学に十年になるけれども卒業できず、今度はその入学試験がむずかしくなつておるといふのが今の筑豊炭田の状態です。実際われわれのところは三百六十円より低いのですが、全国三百六十円よりもよくなるであらうといつて総額八百五十円のものが出た、そうすればこれに殺到してくる、そうするとこの入学試験はいよいよむずかしくなる。ニコヨン大学の上の大学院です。だからミーンズ・テストでもやるのかといふことになる。大へんなことになる。ミーンズ・テストをやると社会福祉司、ケース・ワーカーみたいなものを職業安定所に置かなければならぬ。こういう問題が出てくるわけです。だから私はやはりこの際ここで、大体どの程度のものが著しく不安定な職業であるという、そのおおよそのラインといふものは金額でお示しになつておけば、これは割に簡単になつてくるわけですが、だからおおよその程度のもので行

くのかという点の御答弁を願ひたいと思ひます。○松野国務大臣 金額を示すということとは、先ほど申しましたような実情で非常にむずかしいと思ひます。ただこういうことは言えると思ひます。私の方の対策は五千五百人ばかりで終るんじやございせん。いろいろな就職の道——いろいろな希望に応じて大阪地方、名古屋地方に各人の申し込みを受けて、なるべく他の地方により有利な安定雇用を優先するのが第一義であります。その結果、どうしてもまだ住宅が見つからない、あるいはどうしてもしばらくこの地帯にいたい、あるいはいろいろな道で将来の設計も自分はあるんだという方は、五千五百人の緊急就労でしばらくお救いするといふ意味であつて、五千五百人に殺到するにあらずして、私の方は雇用安定の方を第一義に優先したいのであります。全部の方がこの方に就職されるならば、五千五百人の緊急就労人員が余つてもいいわけです。そういう趣旨から私の方はやつておるわけで、そう一べんに参りますまいから、緊急就労とあわせてやつておるから、緊急就労は大学院の設置が目撃じやございせん。私の方は、やはり石炭地帯において、滝井委員御承知のごとく、長くおつてもなかなかその職業の道がないといふ方には、なるべく多くほかの場所に雇用安定を求めてもらいたいといふために、移転料をやつたり、援護会を作つたり、ある場合には集団的住宅の貸与までいたして、なるべく安定雇用の方に導くことが、すでに炭鉱の今日の状況では必要じやなからうかといふ趣旨であつて、私の方は大学院設

置が目標にあらずして、実は安定雇用
に御紹介する、そのお手伝いをするの
が第一眼目であります。ただいまのこ
ころだけをおっしゃれば、おっしゃる
通りでありますけれども、金額を幾ら
だと規定するよりは、広く、なるべく
多く、そういう希望者が出てこれれ
れば窓口で追い出さないように、なる
べく不安定だという趣旨も広義に解釈
して、御希望に応じて、あるいは三百
五十円お取りになった方でも、どうし
てもおれは他の職業につきたいとお
っしゃるならば、金額のいかんにかかわ
らず、私の方はその能力と技能に応じ
て、より以上の安定雇用を紹介するこ
とをいふものではございません。こ
とで何百円とあつて、何百円以上の者
は締め出されるというならば、それは
雇用紹介としてはあまりありがたい、
あたたか味のある政策じゃなからう、
金額をきめて、これから下は受け付け
る、上は受け付けないというところは職
業紹介としてはよくないんじやなから
うか、という意味で金額をあえて言
いませんけれども、常識的に、ただい
ま滝井委員のおっしゃつたように、今日
の登録失業者の雇用賃金というのは、
これは高い方じゃありません。従つ
て、もちろん一つの尺度として計算す
るときには、今日の登録失業者の賃金
というものが一応の目標になることも
常識的にあり得るかと思ひますけれ
ども、それ以上は、あなたにだめです、
安定です、職業紹介をお断わりします
というとは、これは言い得ないん
じやなからうか、そういう意味で、金額
を示せという事は、おっしゃるよう
に測り切るにはいいかもしれません
が、しかし個々の労働者、個々の失業

者に対しては、必ずしもあたたかい政
策ではないという意味で、私は金額を
あえて言わないだけです。常識的にだ
れが考えましても、今日最賃法とい
うものが実施されている以上は、ある程
度最賃法の最低賃金といふものを、こ
ういふものをきめるべきものさしに
することは当然であります。あるいは
登録失業者の金額を念頭に置くことも
当然であります。その上に家族構成と
か、いろいろ考へてやるのが職業紹
介として、労働政策としては一番温情
ある政策だといふ意味で、かりに三百
五十円取つていても、それだからあな
たは受け付けません、それは言ひませ
ん。そういうこと抜きに、こういう炭
鉱の労働者であつて、しかも他の地域
により以上の安定雇用をするために、
金額を問はず、すべての方にこの政策
を進めたい、こう考へておるわけであ
りますから、金額の点は、悪い意味で
私どもが言ひにくいからどうだ、そう
いう意味じゃありません。しかし個々
の賃金といふものは一定するものでは
ない。あるいはいろいろな家族副収入
も考へれば、どの家族は幾らというこ
とを限定することも、日本の家族制度
と今日の状況では無理であります。
従つて額面賃金といふのは一応統計に
出ておりますけれども、所得賃金はお
のおの農村においても違ひるのでありま
す。その実情は、私ども日本の今日の
労働市場の状況に合わせてやるという
ことが一番妥当であるので、金額を示
すよりも、これこれこういう条件のも
のだというふうに示す方が今回は適当
だと考へて、あえて私の方は金額をき
めておらないわけでありませう。

○滝井委員 私に特に緊急就労対策事
業に限定して議論したのは、緊急就労
対策事業といふのが一番手つとり早く
炭鉱離職者に結びついていきやすいか
ら議論をした。もちろんこの法律は職
業訓練をやり、雇用安定を第一とし
て、より恒久的ななりつぱな職業につけ
る安定雇用の政策をも念頭に置き、同時
にとりあえず急ぐものとして、緊急就
労対策事業をやつておるといふこと
は、私はよくわかつておるわけです。
しかしこのあなたの方の出された法案の
二条の二項には、「この法律で炭鉱離
職者」とは、離職した炭鉱労働者で
あつて、現に失業しているか、又はそ
の職業が著しく不安定であるため失業
と同様の状態にあると認められるもの
をいう。」といふこの定義の重要な柱に
なる部分にそういうものがあるわけであ
ります。従つて、これは不安定でな
くてもある程度の職があつた、しか
しそれは三百八十円より低かつた、
三百五十円だつた。それではもう自分
は緊急就労対策事業へ行つた方がい
いんだという形になります。これは緊
急就労対策事業に殺到する状態が出て
くる。現にさいせん申しましたよう
に、ニコヨン大学十年で卒業ができな
い。最近はそのニコヨン大学でも、な
かなか入学がむずかしいという状態
ですから、いわんやそれより上のレベル
の賃金状態の緊急就労対策事業が出て
くれば、さらにそこには殺到する。殺
到すれば、これはどういふ形か選択
をしなければならぬ。そうすると選
択する場合に、試験官は選択の基準がな
ければ選択ができぬじゃないですか。
だから住課長さんの方からは、それは
基準を作ります、こうおっしゃるか

ら、すなわちその基準といふものは金
額で示す以外にないと思ひますが、そ
の金額はどの程度ですか、こういう論
理になつてきたわけですか。それはあな
たの方でなかなかここで金額を言うた
大へんなことになるとお考へなら、私
はあえて聞きませんが、しかしそれな
らば、これはミーンズ・テストまで、
厳格に言うたらやらなければならぬとい
ふことになる。そうすると相当の人が
要ると、それもできない。というこ
とになると、これはある程度行政の良識
ある恣意にまかせざるを得ない。こ
ういふことになるだらうと思ひます。や
はりどの程度のものならばこれに行け
るかといふことを、ある程度われわれ
も知つておく必要がある、こういう
ことなのです。これは緊急就労のワ
クをふんだんにいたたいて、ぜひこれに
つきたい、この緊急就労対策事業に行
きたいといふ炭鉱離職者全部を受け入
れる姿が出ておれば、こういう問題は
起こらぬわけです。しかしこういうこ
とができない客観情勢もあるのです、こ
ういふシビアな定義が出てきたんだ、
こゝろ私に思ひます。まあこれはくだ
いですが、これ以上なかなか大臣言
いにくいようなことは、言葉のニエ
アンスからよくわかりますから、これ以
上は言ひませんが、この点については
一つ課長さんの方では基準を明示し
なるときは、今大臣の言われたよう
に、十分弾力をもつてやるように運用
をしていただきたいと思ひますが、
それはどうですか。

○住説明員 大臣も申し上げましたよ
うに、この法律の趣旨に即応しまし
て、実情に即して基準を作つていかざ
るを得ないというふうに考へておりま
す。
「委員長退席、田中(正)委員長代
理着席」
○滝井委員 一つぜひそうやっていた
だきたいと思ひます。そこはちよつと
金額の言質を得たいところですが、
きょうはこれでやめておきましよう。
次は、あなた方は炭鉱離職者の職業
を紹介するために、職業紹介に関する計
画をお作りになることになる。その場
合に、計画を作るためには、現にある
炭鉱離職者の数を正確に把握するとい
うことも大事です。しかし今年度は現
にたくさん炭鉱失業者があるのですか
ら、問題なく計画はある程度立つと思
ひます。ところが来年度の予算編成
を控へておるわけで、そうすると一
体どの程度の炭鉱失業者といふもの
が——この法律の期間は五カ年以内
になつておりますが、私は五カ年の先
のことには申しませんが、少なくとも昭和三
十五年予算編成の場合において、そ
のあたりに、当然炭鉱離職者緊急就労
対策事業に関する計画を作成すること
になるわけですが、この計画をお立て
になる場合には、当然失業者の見通し
が立てられなければならぬ。この見通
しといふものは、一体政府がいかなる
石炭政策をとるかといふことと関連し
てくるわけです。そこでこの計画は一体
どういふ基礎に立つて今年の計画と、そ
れから同時に、もう来年度の予算編成
がほとんど終わつて大蔵省に要求して
おるわけですから、来年度の計画が立て
られておるのか伺ひたい。
○松野国務大臣 滝井委員の御承知の
ごとく、今回のこの法律にはもう一つ
重要な問題が入つております。それは

ものなんです。ですから緊急就労対策の対象になる、あるいは職業紹介の対象になる。そうするとそれ以外に今後の自然減耗を——これはヨーロッパの炭鉱といふものは、萩原さんがヨーロッパを回ってきたが、ヨーロッパの炭鉱は首切りなんかやっていないのだ、まさに自然減耗と職場転換でやっておるのだというこゝとも言うております。この自然減耗と、来年度に強行的な措置によって出てくるものを幾らに見るかということなんです。これは一番大事なところだと思つたのです。労働省というのが袋を作つたけれども、へまをする。その袋にあふれるように離職者が出てきたら大へんなことです。やはりこれは袋にきちつと入つて、その中で少なくとも最低生活の維持だけはできるだけの袋でなければならぬと思ふ。袋がどんどんあふれるようになれば、それを職業紹介をし、いいところにとどんどんはけていく、それでまたあとから出てくる失業者はその袋の中に入れてくる失業者は、あなたの方のお作りになった袋といふものがこのくらいでよからうと思つておつたのに、池田さんの方がどうも政策がうまくいかないで、どつと袋にあふれるような失業者では困るのです。これは労働大臣の方で答えができれば極詰さんの方に、日本の炭鉱は今多分二十九万何千かの炭鉱労働者がおるのです。すいぶん減つてきました。これは一体どの程度の自然減耗があるか。その人たちは炭鉱を退職して、いわゆる自然減耗の形になっておりますが、この人たちは就労対策を必要としないというのじゃない。大いに就労対策を必要とするのです。それから今度は来

年度において、こういふふうに日経連から出ておる資料を見ましても、大手十八社は約六万人、われわれは七万人と聞いておったが、労使懇談会は七万人と聞いておったが、最近六万人に下がってきた。中小が三万七千で、三十八年度までは九万七千人の失業者がとにかく出るといふ見通しだといふことは、はっきり石炭屋さんの方で天下に公表しているわけだ。従つてぎりぎりに見積つて九万七千人といふものが出なければ日本の石炭産業はだめだといふことをおっしゃっている。これはあなたの方に資料がなければ、日経連が新聞にも出したし、われわれのところにももらつておりますが、だから来年度に一体自然減耗が年々幾ら出る、そして来年度は一体どの程度大手と中小が首を切るのか、こういう点をはつきりすれば松野さんの方の計画が立つてくるわけだ。袋の大きさははつきりしてくるわけだ。どうですか、これはあなたの方か、労働省か、どちらかで一つはつきりしてもらいたい。

○通産政府委員 大体本年度につきましては、一応やめる人間が七万七千人程度、それから雇入れられる者が五万人程度、そういうふうな推定いたしておりますが、その中でいわゆる自然減耗と称する結婚をやめるとかあるいはほんとうの自発的なあれでやめるといった者は、大体今年度につきましては五千四百程度といふふうにわれわれの方は推定いたしております。

それから明年度以降の石炭関係の雇職者がどの程度出るかということにつきましても、ただいま滝井委員の引用されました大手十八社の方で発表された数字といふものはわれわれも一応見ました。一応その内容についていろいろ検討をいたしておるところでございますが、これはこの前うちの大臣からも申し上げたと思ひますが、われわれといたしましては、一応今度の通常国会には総合的なエネルギー対策の中における石炭のあるべき姿といったようなものを一応はつきり立てて、今後の対策ができるような資料を事務局としては一つ作り上げたいということと、今せつかく検討いたしておるところでございますので、それはトップ・レベルにおいて、われわれの関係各省協力して作業いたしておきますものをお取り上げいただくということになりました。また、その政策のいかんによつて大来年度どの程度の人間が失業せざるを得ないかといふようなこともおのずから出てくるのじゃないかと思ひますが、まだ今の段階におきましては、そういうふうにするのだといふよりなことについて申し上げるところまで方針として確定いたしておりませんので、来年度一体どのくらいの数字が出るかといふことは、ここではつきりこのくらいじゃないかといふことを申し上げかねるわけでありまして、七万七千というのには自然減です。

○通産政府委員 解雇される数が七万七千と推定したわけですね。大体今までの例を申し上げても、二十九年度の解雇者が十万人、三十三年度の解雇者が七万六千、それから三十三年度が七万四千、こういうような数字を示しておられますが、大体こういう今までの経験等から見まして、われわれの方は一応七万七千程度三十四年度におい

て解雇数があるのじゃないか、そういうふうな推定したわけでございます。一方それに對して雇入れ数が二十九年度、六万八千、三十三年度六万七千、三十一年度七万八千、三十二年八万九千、三十三年度五万九千、この程度でございますので、最近の炭況その他から見まして三十四年度の雇入れ数は五万程度じゃなからうかといふことで、そうしますと差引二万七千ということになります。ただこの二万七千の中で、先ほど申しましたように、ほんとうの意味の自然減耗といふのは五千四百程度じゃなからうか、そういうふうな推定しておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、七万七千と、大手の出しております、あなたの方のトップ・レベルで検討中といわれ、いよいよ九万七千との関係、これは、ここの二、三年毎年七万台の解雇がある。この解雇と、それから今後大手十八社なり中小が昭和三十八年までに出すところの九万七千とは全然別個のものなんですか。

○通産政府委員 おっしゃる通り、全然別のものでございます。たまたま七万といつたような同じ数字が出ておりますが、片一方の方は、今後四年間で、純減が、職員まで合めて七万程度大手であるだろうといふことであります。私が今いろいろ申し上げました来年度の数字は、大手、中小も入れまして、一年間に解雇された実数がこれだけあるといふことでございます。

○滝井委員 そうしますと、雇用対策を必要とするものは、七万七千、この中で、結婚その他病氣といふものがあったら、それは五千台で、大したこ

とでない。そうすると、丸い数字で言へば、やはり七万といふものは何らかの雇用対策を必要とする。そのほかの点に通産省も労働省も思ひます。すでに、大手の方は、十八社六万と中小三万七千、九万七千といふものをあげておるわけですね。これが来年度一体およそどの程度のものが出たならば日本の石炭産業の危機の乗り切りが可能かといふことは、あなたの方はもう長いこと石炭で飯を食つてきておるのですから、おおよそ腰だめのものはわからなければならぬ。しかも予算編成は八月からやつておつて、来年度一月になったら予算を国会に出さなければならぬといふ、やがて師走がこようといふときになつてもまだそれはわかりませんといふことでは、この法案は、簡単に上げてくれと言つたて上げられぬといふことになる。その計画をわれわれに知らさずに、つんぼさじきに置いておつてやれと言つたて、一番大事なことろの雇用計画なり職業紹介計画は何がわからぬ、今年には五千五百人だけしかわからぬ、職業訓練は三百二十人だ、あとは通常国会まで待つてくれと言つたて、この法案を通過するからには、この計画は来年度においてはこういう状態になりますよといふことを、それぞれの関係者に説明しなければならぬわけですね。従つて、今七万七千まではわかつて参りました。そうしますと、来年度は、この七万七千とは関係のない、六万の大手と三万七千の中小、約九万何がし、それを三十五、三十六、三十七、三十八と四で割つたものでいいの、それともまたは、合理化といふものは三井さん

のおつしやるように、とにかく一年度でどつとやらなければだめなのだといいことで、千二百人か何かの希望退職が出たけれども、それじゃだめだといふので、また四千五百八十人といふものをぐつと出したといふのと同じことになるのか、それより第一年度には莫大なものが出て、第二年度、第三年度、第四年度には少しづつ出ていくのか、そこあたりの大まかな見通しを申しますか、それはやはりここで言つてもらふと、あなたの方で、これから一月月したるにいい知恵が出るというわけのものじゃないかと思ひます。もう一年以上あなたも局長さんで御研究になつておるわけですから、大来年度三十五年度には、腰だめの数字でけつてから、おおよそどの程度のものが出るかといふこと……。

○通産政府委員 実は協会の方で発表になりましたのは、大手で職員を含めて七万、中小まで入れて十万といふふうに推定しております。先生の今引用されました数字は、これは協会自体でも実は年次別には全然まだ割つておらないのでございます。これは御承知のように、純粹に個々の企業の労使間の問題で大体話が進められるといふことでございますので、たとえば今年度の二万七千減であらうといふ数字にいたしましたとしても、一応われわれは、会社の方で、いわゆる企業整備という関係でこれだけの人間を減らしたいという提案をしてる数字といふものを大手について取りまゝとめて、それに事業団の中小の買上げといふものと、それから事業団に買上げられないで休廃止のうき目にあつたり、あるいは減員せざるを得なくなつたりといったよ

うなものを今までの実績から推定して二万七千、こういふふうに言っておりますので、この二万七千自体を、それぞれの企業の労使間の話し合いで、あるいはその通りいくこともあるかもしれないし、あるいはいかにないこともあるかもしれないという点におきましては、必ずしもこれは非常な確度の高いものとは申し上げかねると思ひますが、ほかによるべき数字もございませんで、一応そういうことを言っております。それで今年度につきましては、現在緊急に対策を要する人間に對してということ、それを全国で二万一千程度というふうに推定いたしましたので、所要の予算措置が労働省において講ぜられたわけでございしますが、来年度のことに考へますと、大休来年度対策を要する人間というものの主力は、今年度退職して来年度中に保険が切れる、そして何らか新しい措置を、援護の手を差し伸べてやらなければならない人間というものが主力になるのではないか、こう考へられますので、一応現在三十四年度に、今までの発生したもの、並びに今後大事をとりまして一応これだけを整理したいんだという、あるいは大きな数字かも知れませんが、経営者側の言っている数字にマッチするような数字というもの、来年度の予算要求の際には一つ措置を講じていただくようお願いしたい、こういうふうに考へております。

〇滝井委員 そうしますと、今のような御説明を聞くと、今三井と三鐵連との間の血みどろの、中山あつせん案までお互いに激突をしようとして、この何と申しますか、三井の職場活動家もひつくるめた解雇問題というものはいかげんなものだということになる。業者は、大手は十八社で、三十八年までには六万人、職員も含めて七万、中小は三万七千、これだけやらなければ日本の石炭産業はもうだめでございまして、こうおっしゃってある。ところが、そのおっしゃってある大手自身が年次計画も示しておらぬのだ、これは労使関係、力関係でどうなるかわかりません、そういうことなら、そんなものはでたらめですよ。日本の産業がエネルギー危機なんというのはでたらめだということになってしまふ。これは当然な大方監督官庁としてそれを出させる必要があると思ひます。そうでないと、この法案を上げたつて、松野さんの方が職業紹介の計画も立たなければ、暫定的に就労する機会も与えぬ、緊急就労対策事業に関する計画もできないことになってしまふのです。この法律案が通つてもこれはできないのです。それはなぜならば、今のような状態ならば、必ずしもその手のうちを、業者が十二月の終わりにまでに示すとは限らぬ。来年の春になつて示すかもしれない。来年度の春に示すかもしれない。それならば、一つしますと、何かそこにあな方は一つのよりどころを持つて大蔵省に予算の折衝をし、基準を持つて予算を編成しなければならぬ。そうすると、全く大手がその数を示さぬので、どうもここではきよりは答弁ができせんということならば、これはまるつきり袋といふものはどういふ袋を作つていいかわからぬことになつてしまふのです。どうもそういう点では、これは法案はできたけれども見通しが立たぬ、一番大事なことところが計画が立つていない、こ

ういうことは私は大へんことだと思ひます。だからこれは松野さんの方はどうですか、池田さんの方とどういふ点も少しさづくばらんにお話し合ひになつて、最小限の程度は見えておつたらやからうという数字がある程度把握になつて大蔵省とやっておると思ひますが、たとえば今二十九年度以来の解雇の状況から見ても、三十四年度七万七千というものが出ました。この中で結婚とか、自発的に退職するといふことは、長期の結婚とか精神病が何かでしよ。あるいはいふもつといふ職ができたといふこともあるかもしれないが、とにかく七万というものは失業対策上必要とするのは確実なんです。七万の何人が緊急になるかは別として、七万は必ず必要とします。それから現実にある二万一千の緊急を要するもののほかに約四、五万程度あるわけですから、この五万というものがあつて、このほかに今度はいわゆるエネルギー革命とやらによつてプラス・アルファが出てくるわけですから、だから、七万プラス五万は十二万、プラスここに出てくるものは一体幾らか。だからもしこれが二万と出ると、三万と出ると、四万と出ると、三万と出ると、これは違つてくるのです。緊急に就労対策を必要とするのは、むしろこの数がわからないところの方が今度は必要としてくるのです。今までの者は失業といふものになつて、長年の間でどうにかやりくりをして、ところが今度無理やり首を切られて出てくる者は、失業によつて今までのよりかぐつと生活のレベルを落とさなければならぬから、どこか早く職を求めなければならぬといふことは私は大へんことだと思ひます。だからこれは統計的に

らぬといふ気持になる。それは統計的にお調べになつてもわかりませんが、失業保険が切れてから、失業の期間が長くなればなるほど労働条件は悪くなつていっているのです。これは松野大臣、御存じだと思ひます。失業保険が切れてから失業の期間が長くなればなるほど、今度は就職したときの雇用条件といふものは悪くなつてくる、賃金は非常に悪くなつていくといふことは、筑豊炭田に行つて調べれば一目瞭然です。やつぱり労働者がほんとうに労働に親しんで、憲法にいう労働の権利をほんとうに満喫させるためには、失業保険が切れてから間髪を入れずに何か職を手えぬ。あるいは失業保険中になおいい職を手えることがもつといひますが、そういう点から考へて、わからぬところの数字といふものを一体どの程度に見て来年度の計画を立てるかといふことは、これは何かあなただけと池田さんとお話しになつておると思ひます。樋口さんは遠慮してなかなか答へられないようですが、一つ松野さん……

〇松野国務大臣 おつしやるように失業の期限が長ければ長いほど、次の雇用条件は悪くなる。従つてなるべく雇用促進のために失業保険受給者の方に職業訓練を及ぼしたい。あるいは失業保険が切れた方には援護会から生活費の手当を出して早く職業訓練についてもらふ。これは滝井さんの御指摘の通りです。ただそれは架空の数字で、来年度どうするのだ、そのお答えについては、これはなかなか微妙なもので、日経連で七万、八万といつておりますが、この年次計画といふものはまだできておりません。従つてそれじゃどう

いう基礎でやるのかといふと、一応この法律案が通りましたならば、職安にすべて登録をして、炭鉱者からまず雇えといふことがまゝります。

〔田中(正)委員長代理退席、委員長着席〕

そうすると、ここに先ほど申しました自然減耗がどうあるか、これはたまたま統計が出ておりますが、死亡率大体六・二%と出ております。業務上、業務外を入れて大体六・二%、定年退職が八・二%と出ております。そのほか労働者がみずからやめる方が二・二%、女子の場合は結婚が約二%、合

わせますと、約一九%といふものがまあ常識的に考へられる自然減耗の率として、私たちはもしもかりに来年度の予算を組むときには一応これを妥協として採用してよからう、これは毎年年度別に採用しておりますが、私は今昭和三十三年度を讀み上げたわけですから、約一九%、こういうものも一つの基準になります。来年度どうなるかといふことは、人数をきめることは、滝井さんおつしやるように、今日の労使関係が、会社側はこう希望するといつても、その通りなるかならぬかわかりません。また会社側の希望通りやられたのでは被用者といふものは非常に不安定でこれは困る。労働大臣はそれを是認する数字を言うわけにはこれは断じて参りません。そういうことを勘案しながら、一応七万といふ数字がかりに出たとするならば、これに対する自然減耗と年次別といふものを組み合わせながら、まあ一年間の程度だろうといふことをする以外には、労使関係といふものはこれをきめれば大へんことになります。それが、予算編成上一応のめ

どとして、ますこうなつたときにはこの程度は吸収できるという数字を、私たちはこの法律が通りましたならばやる以外にならう、従つてそれには差があるか、それは差が出ては参りましよう、労使関係ですから。私としては、なだらかにしたいと労働大臣としては思いますから、四年のものは五年、五年のものは六年という希望を私は持つておりますから、なるべくならば労使間が話し合いをして、なだらかなカーブにしてくれという要請をすれば、そこだけでも毎年の失業率というものは、三千人や四千人は狂つて参ります。そういうことを勘案して予算を組む以外には雇用関係は私はないと思ふ。もう一つは、今回この援護会によつていかなる就職ができたか、いかなる援護ができたかというその率によつて、労働者の方も、それじゃ営業しようかという自主的な判断が出てくる。この援護会が非常にうまくいったならば、今度は転業の希望者が非常に少なくなつてくる。これもまた計算の中にでてくる不確定な要素であります。従つてこれは滝井さんがいくらおっしゃつても、そういう上に立つて予算を組む以外にないと思ふ。来年何人首切つていいと労働大臣はこれは断じて言えません。なるべく自然減耗の数字をなだらかな数字にしてやつていきたいというのが私の来年度予算の心組みであります。いずれにしてもこの法案が通らなければ、職安において労働者は炭鉱離職者から雇えというその根元がまずできてこなければ、私の数字は根本から狂う。従つてどうぞ一つ一日も早く通していただいて、今のよ

字が来年出てくることを私は願うのです。ほんとうに私は、別に政府委員だからどうだとか、特に今日無事に通してもらいたいからどうだとかいうことは申しませんから、このことは一月に皆さん方の前に同じ答弁を私はしなければならぬ。従つて確定数字というものを出すのはかえつてよしあしだと思います。従つて私は日経連の数字は断じて承服しておりません。日経連独自の考えであります。私がそれをのんで年次計画を立てたら、労働大臣として大へんなことであります。そういうものは私は組みたくない。しかしあらゆる場合を想定して、かりに最悪の場合を全部予想して、ある程度多数な対策を立てるということは私の仕事として当然なことかと思ひます。といつて大蔵省に予算折衝する前に、年次の数字を言つてみてもよい方がありません。どうか予算のときには私は御援護を願ひたい。これは良心的にお願いしたいのです。——きょう私は風水害でどうしても呼び出されておりますので……

○滝井委員　なかなか、一番大事なことにして、そこではあなたの所管のものにある中山中労委会長が、十六日にあつてせんにあつて基本構想を明らかにしたのです。それは一体何とお書きになつてゐるか。今のあなたの言つたところと逆のことを中山さんは言つておるのです。どう言つておるかというのと、石炭問題の根本的解決のために、は政府の施策を検討する必要がある、これが前提だと書いてあります。政府が施策を出さなければ、ここで労使がいろいろ話し合つてもこれは問題がある。まず石炭政策は、政府のこの問題

を検討をして、それから労使間が話し合いに入るのが前提だ。あなたの方は、労使間の問題だから、労使間がやつてくれることが前提で、それから今度われわれがこうやるという。中山さんとあなたの言うことは逆になっておるのだ。まあこれは私とあなたとこころいうことを言ってもしょうがないが、しかしこの数字が、あなたの方が計画を立てるに一番大事なところだと私は思うのですよ。これはいづれ参考人に日経連を呼びますから、私はそういう点聞かしてもらいたいと思うのですが、中山さんのはそうしておるのです。政府の政策も検討する必要がある」とし、労使がこの前提を理解した上で、当面争議の解決に全力を尽くし云々と、こうなっておるわけですね。

○松野国務大臣　中山さんのあっせんさんのおっしゃる通りであります。中山さんのおっしゃるのは、労使間に入った方ではありませんから、労使間の調停ですか。あの方としては、そのあっせんは労使間の同じレベルでおっしゃっているわけですね。従って私の方がこれをもう一言いいたならば、それじゃ労使間とはどうするのだ、労働基本法をどうするのだ、労働調整法を勝手に君は変えるのか、やはり労働組合及び労働雇用の関係は労使間の自主あっせんが第一義なんです。第一義を抜きにしていかなり第三の私が飛び出すことはむづかしい。従って中山さんがおっしゃったのは、あっせんタツチの場所が問題だ。いわゆる総合的な計画というのは政府が立てろということでは、中山さんの精神を私も汲んでおる。その次は、今度は他産業の規模をきめろ、合理化をきめろ、その中に労使問題が

入ってくるというので、一が直ちに一じゃありません。十の中の一つの場面を中山さんはおっしゃっているわけです。それは労使間のあつせんという場面にタッチした中山さんの意見としては正しいと思う。しかし政治全般を見れば、場合によつて石炭を貯炭する、その貯炭のあとはどうするのだ、金利はだれが払うのだというような経済論に政府は触れなければ、労使問題に触れなければ、ストライキ問題はどうするかということに触れなければ、私はこの問題に軽々にタッチしていかれないのではありません。中山さんはあつせん人としてのお立場ですから、私は非常にそれは敬意を払って受け取りますけれども、私は政府が関与した場合に労働法は停止できるのか、これはあなたななかなかなできるものじゃありません。そこで自主解決というそのものがなければ――政府が言う通り労働組合も使用者も聞くのだというなら、私は今日といえども関与するということはいささかもおおじてはおけません。しかしななかなかそうは言ってくれません。いまだに使用者も労働者も全権一任してくれません。私が関与したところで、ただ懇談をするだけではかえつて紛争を増くだけなので私は慎重にしております。中山さんの言うのは、紛争の中に入つた方の御意見であります。私はもう一度、広い権限を持った政府が入れるということはその前提がなければ入れ

はそういう場面を置きながら——通産省で石炭合理化審議会を今やっておられますので、私はあれは一つの案としていい案だと思っております。どうか私が入るときには労使から白紙一任させなければ、入ったところで権限もなければ頼まれざる時の氏神にはなれません。頼まれた時の氏神でなければ政府は出られません。そういう気持でありますから、どうぞ誤解のないようにお願います。

○滝井委員　松野さんは私の言うことを理解していいない。政府の政策を検討するというのは、政府の石炭政策というものを検討するということ意味なんですか。政府の石炭政策を検討するというのは何かというと、総合的なエネルギー政策の中で一体昭和三十五年には石炭というものは幾ら日本産業で必要だということとをきめるのは、これは通産大臣がきめなければいかぬでしょう。そうすると、その石炭の出炭が、もし五千五百万トンというものは政府の責任において必ず企業に使用してもらふのだ、それは損をしてでも、政府は補助金を出しても、重油の関税の問題を解決してでもやるのだという政府の腹がきまれば、基礎産業が五千五百万トンの石炭を使うのだということがきまれば、五千五百万トンの石炭をすむために日本の二十九万の全炭鉱労働者の中から一体何ぼが余るのか、こういう計画が出てくるのです。それがはつきりしてくれば首切りの問題というものは片づいてくるわけですが、ここがはつきりしない。私はここを言っておるわけです。だからそれはあなたたの方の労働問題とそこから今度は結び

ついてくる。だからその石炭政策の根本がきまればあなたの腹はきまるわけです。だからそこを私は今労働問題におろしてきているのだが、労働問題だけしぼってあなたに出ろというのではなくて、石炭政策という根本のところ

がきまらないところに、結局労使は自主的に解決しなさいとあなたの方は押しつけているわけです。労使の方から

言わせるならば、われわれは解決したいのだが、政府は幾らの昭和三十五年度のエネルギー政策をお立てになるの

ですか、その中の石炭はいくらですか、というのが中山さんの意見です

よ。それは見方によれば、あなたの言うように労使間のことはお前らがきま

なさいということはありません。しかし一国の政治は資本主義の、自由主義の経済

といったって、こういう社会的不安が起こっている石炭産業を、そ

のまま労使双方にまかしておけというならば、政府というものは、労働省な

り通産省というものは要らぬことになるのです。しかし労働省なり通産省な

りが作っておるそういう高度の産業政策というものについては、一つのおも

なる方向を示さなければならぬ。その産業政策のワクの中で労働政策はど

うなるんだ、こういうことがあなたの方の問題になつてくるんです。これは

議論をしてもしょうがないですが、そういうことなんですよ。

○松野国務大臣 きょうはこの辺にしていたいて、通産大臣と御一緒のときにお答えいたします。

○滝井委員 どうも一番大事なところになつて、ようやく計画の大事などこ

ろになつたら大臣が逃げたので、これはこれからが大事なところに入つてく

るんですが、今労働問題に入りましたから、また石炭の方に入ると質問の体系が立たぬです。だから針金を曲げるような工合に質問をぐるぐる曲げるわけにいかぬです、系統的にやっていますから、きょうはこのくらいにしておいて、次会にしていただけませんか。

○永山委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

昭和三十四年十二月一日印刷

昭和三十四年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局